



## 高病原性鳥インフルエンザに係る 緊急消毒について

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、千葉県告示第四百九十一号に基づき、県内一斉に緊急消毒を発令します。

### 【本告示の概要】

- 1 実施の目的  
緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域  
県内全域の家きん飼養農場(百羽以上)、その他家畜保健衛生所(以下、「家保」という。)が消毒実施の必要性を認める農場  
※農場: 卵、鶏等の畜産物を出荷している方  
※家きん: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- 3 実施の期日  
令和6年10月15日から令和7年3月31日まで
- 4 消毒方法  
農場における消毒薬その他家保長がこれと同等と認めるものの散布

今回の緊急消毒に際し、先日衛生だより他で周知させていただきましたとおり当該消毒要件に定める家きん飼養者に対し、ご希望に応じ、**逆性石けん**をお配りする予定です。本消毒薬等により消毒の徹底をお願いします。

また、消毒のみでは疾病の侵入を防ぎきれないため、日頃の飼養衛生管理基準の再確認も引き続きお願いします。

### 【韓国の野鳥糞便からH5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス検出】

韓国でも野鳥糞便から今シーズン初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。先日の北海道の野鳥での検出事例に続き、このことから高病原性鳥インフルエンザの侵入リスクが高まっていると考えられます。

**家きんの特定症状を念頭に健康観察を行い、異常があればすぐに家保へ通報してください！！**

★死亡率の急激な上昇(通常の上昇の2倍以上)

★鳥インフルエンザを疑うような症状

(沈うつ、鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、5羽以上のまとまった死亡等)

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

# 千葉県報

号外  
令和6年10月11日

## 主要目次

○ 家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施

一

告

示

### 千葉県告示第四百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第九条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和六年十月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 実施の目的

緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

#### 二 実施する区域

県内全域の百羽以上の鶏を飼養している農場及びその他の家きんを飼養している農場のうち家畜保健衛生所長が消毒方法を実施する必要があると認める農場

#### 三 実施の期日

令和六年十月十五日から令和七年三月三十一日までの間

#### 四 消毒方法

農場（鶏舎その他の家きんの飼養施設の周囲及び農場外縁部）における消毒薬その他家畜保健衛生所長がこれと同等と認めるものの散布